

ソフトウェアライセンス規約

2021 年 4 月 27 日 制定

このソフトウェアライセンス規約（以下「本規約」という）は、パナソニック EW ネットワークス株式会社（以下「パナソニック」という）と、パナソニックに対して発行される注文書（以下「パナソニック注文書」という）において特定される法人もしくは個人、または、パナソニックのクラウドサービスの正規取扱店（以下「取扱店」という。）に対して発行される注文書（以下「取扱店注文書」といい、パナソニック注文書と取扱店注文書を総称して「注文書」という。）において特定され、もしくはパナソニックの製品アクティベーションプロセスにおいて特定される法人もしくは個人（以下「顧客」という。）との間に適用され、パナソニックから顧客に提供される AIRRECT AP（無線アクセスポイント）および AIRRECT Cloud（クラウド型無線 LAN コントローラ）に関連して、パナソニックの AIRRECT AP ハードウェア（以下「本ハードウェア」という）にプリインストールされたオブジェクト形式のファームウェア（以下「本ソフトウェア」といい、本ソフトウェアには第 5 条に定義される「本アップデート」が含まれるものとする）を顧客が使用する際に適用されるものであり、顧客である個人が法人を代表または代理して本規約に同意する場合、当該個人は、当該法人に本規約の全ての条件を遵守させる権限を有していることを表明および保証するものとする。なお、パナソニックおよび顧客を、総称して「両当事者」、それぞれを「当事者」という場合がある。

第 1 条（ライセンスの付与）

顧客が本規約の条件を遵守することを前提とし、かつ、パナソニックによるパナソニック注文書の承認（顧客が取扱店に注文する場合は、かかる注文を受けた取扱店からパナソニックへの注文書の承認）を条件として、パナソニックは顧客に対し、ライセンス期間中、(1) 顧客の内部業務目的に限定して本ソフトウェアをダウンロード、インストールおよび使用し、かつ、(2) 本規約の条件に適合する方法で、サードパーティーソフトウェアと共に本ソフトウェアを使用するための限定的、取消可能、非独占的、サブライセンス権のない譲渡不可のライセンス（以下「ライセンス権」という）を付与する（以下「ライセンス付与」という）。本条によるパナソニックの注文書の承認日をもって本規約は両当事者に適用されるものとし、承認日を「発効日」というものとする（但し、当該発効日はパナソニックの当該承認日よりも前の日付となる場合があるものとする）。

第 2 条（制限事項および制約事項）

1. 本規約に別段の定めがある場合を除き、前条のライセンス付与には以下の権利は含まれ

ず、また、顧客は以下の各号に定める行為を行わないものとする。

- (1) 任意にまたは法律の執行として、本ソフトウェアまたは本規約に基づく顧客のライセンス権を直接または間接に第三者に頒布、販売、移転、貸与、譲渡またはサブライセンスすること（尚、当該移転、譲渡またはサブライセンスおよびその試みは無効とする）
- (2) 本ハードウェア以外のハードウェア上で本ソフトウェアを使用し、またはその使用を許可すること
- (3) 法が明示的に認める場合を除き、本ソフトウェアを改変、複製、逆コンパイル、復号、逆アセンブル、リバースエンジニアリングし、本ソフトウェアの派生的著作物を創出し、本ソフトウェアを翻訳またはその他の方法で人間が判読可能な形式に変換し、本ソフトウェアに内在する営業秘密または秘密情報にアクセスし、コピー防止、ハードウェアバージョン管理、またはライセンスの実施を回避し、またはこれらの行為を企図すること
- (4) 本ソフトウェアをオープンソースソフトウェア（「オープンソースソフトウェア」とは、オープンソース・イニシアティブ（Open Source Initiative）によって承認されたライセンスまたは実質的に類似するライセンスに基づき第三者から提供されるソフトウェアをいう）と組み合わせ、混合または統合し、もしくはオープンソースソフトウェアの追加要件、義務またはライセンス条件を本ソフトウェアに追加する可能性のあるオープンソースソフトウェアを本ソフトウェアに組み込むこと
- (5) 顧客による本ソフトウェアの使用に関連して生成されたベンチマークまたはその他のテストの結果（本ソフトウェアまたは本ハードウェアとその他の製品との比較を含むがこれらに限定されない）を第三者に開示すること
- (6) その方法を問わず、本ソフトウェア（ソースコードを含むがこれに限定されない）のコピーまたは本ソフトウェアへのアクセス権を第三者に提供すること（なお、顧客が当該コピーまたはアクセス権を第三者に提供した場合、当該第三者のすべての行為について顧客はパナソニックに対し責任を負うものとする）
- (7) Readme ファイル、各種表示、ヘッダー、免責事項、標章またはラベルを本ソフトウェアから取り除くこと（またはいずれかのコピーにこれらを含めることを怠ること）
- (8) 適用される法令に違反する態様で本ソフトウェアを使用し、または本ソフトウェアの使用を許可すること、もしくは違法な活動を支援または助長すること。

2. 本規約の他の条項の定めにかかわらず、顧客は、本ソフトウェアの各バージョンまたはこれらに含まれる機能に関するセキュリティまたはアクセス制限の回避を試みないものとする。また、顧客は、顧客がこれらの制限事項または制約事項に違反したことに起因してパナソニックに生じた損害、被害または損失についてパナソニックに対して責任を負うものとする。

第3条（評価ライセンス）

パナソニックは、評価、トレーニング、またはその他の限定的な非営利目的に限定して、

本ハードウェアおよび本ソフトウェアを顧客に料金を請求せずに提供する場合（以下「評価ライセンス」という）があるものとし、パナソニックが評価ライセンスを提供している場合には、本規約のすべての条件並びに次の各号の定めが適用されるものとする。

- （１）顧客のライセンス権は、本ソフトウェアの評価に制限されるものとする
- （２）顧客は、当該本ソフトウェアの評価にあたり、料金の支払を義務付けられないものとする
- （３）パナソニックは、その理由を問わず、いつでも本ウェアの評価ライセンスを取消す権利を有するものとする

第４条（インストール）

顧客は、他の規約または契約に基づいてパナソニックからインストールサービスを購入しない限り、必要な場合において、本ソフトウェアおよび本ハードウェアのインストール、設定、起動および試験に責任を負う。

第５条（アップデート等）

１．本規約の条件は、本ソフトウェアのアップグレード、アップデート、バグ修正または修正版（以下、総称して「アップデート等」という）にも適用されるものとする。本規約の他の条項の定めにかかわらず、顧客は、アップデート等を取得した時点において当該アップデート等に付随する本ソフトウェアの有効なライセンスを既に保有しており当該本ソフトウェアの所定料金を支払っている場合を除き、当該アップデート等を使用するライセンスまたは権利を有しないものとする。

２．顧客は、アップデート等に関する顧客の権利は、アップデート等を受領した時点においてパナソニックのウェブサイト (<https://panasonic.co.jp/ew/pewnw/wlan/terms/eula.pdf>) に掲載されている本規約の最新版（その後の改訂版も含む）の条件およびパナソニックの最新の方針および手順に従うものとする。

第６条（本ソフトウェアに関する権利の表示）

顧客は、本ソフトウェアのすべてのコピー（形式の如何を問わない）に、本ソフトウェアに含まれているのと同じ形式および方法で、すべての著作権表示、商標およびその他の所有権表示を維持および再現することに同意するものとする。

第７条（権利の留保）

１．本ソフトウェアおよびドキュメンテーションに関する全ての権利は、パナソニックにより所有もしくは留保されており、日本、米国その他の国の著作権法、特許法、商標法および営業秘密法のほか、国際条約、その他すべての関連する知的財産権および所有権ならびに適用法により保護される。

2. 本ソフトウェア（本ソフトウェアに付随する知的財産権を含むがこれに限定されない）は、パナソニックまたはその子会社、関連会社独占的に帰属する。
3. すべてのソフトウェアは、パナソニックにより顧客に対し許諾されるものであって販売されるものではなく、パナソニックは、本規約において明示されない限りすべての権利を留保し、いかなる権利またはライセンスも、黙示、禁反言またはその他により、本規約に基づいて顧客に付与または移転されるものとはみなされず、またはそのように解釈されないものとする。
4. 顧客は、本ソフトウェア、本ハードウェア、ドキュメンテーション、本ソフトウェアおよび/または本ハードウェアの操作に関する詳細事項、その他の秘密情報および/または専有情報を第三者に提供しないものとする。また、顧客は、特定のソフトウェアが他のライセンサーからパナソニックに対してライセンス付与されている場合があることを認識し、かつ、当該ライセンサーが本規約の制限事項および制約事項において意図される受益者となる場合があること、ならびに顧客が本規約に違反した場合には当該ライセンサーが本規約上の権利を行使することがあることに同意するものとする。

第8条（料金）

顧客が購入する本ハードウェアの価格には、本ソフトウェアに関する 1 回限りのライセンス料（以下「料金」という）が含まれているものとする。

第9条（サードパーティー製ソフトウェア）

1. 本ソフトウェアは、個別のライセンス条件（以下「サードパーティー条件」という）に基づいて提供される特定の第三者のソフトウェア（以下「サードパーティー製ソフトウェア」といい、本ハードウェアと合わせて、以下「本パッケージ」という）と共に配布される場合があるものとする。パナソニックから顧客に提供されるサードパーティー製ソフトウェアに関する情報は、パナソニックのウェブサイト (https://panasonic.co.jp/ew/pewnw/ns/mno/pdf/airrect_oss.pdf) およびサードパーティー製ソフトウェアのヘルプメニューに詳細に記載されるものとする。
2. 本規約において付与されるライセンスにかかわらず、顧客は、本ソフトウェアの特定のコンポーネントが第三者のオープンソースソフトウェアライセンスの対象となる場合（以下「オープンソースコンポーネント」という）があることを予め承諾するものとし、パナソニックは顧客の要請に応じ、本ソフトウェアの特定バージョンのオープンソースコンポーネントのリストを顧客に提供するものとし、当該オープンソースコンポーネントに適用されるオープンソースライセンスにより義務付けられる範囲内において、当該ライセンスの条件が本規約の条件の代わりに当該オープンソースコンポーネントに適用されるものとする。また、当該オープンソースコンポーネントに適用されるオープンソースライセンスの条件により、当該オープンソースコンポーネントに関する本規約の規制事項が禁止される場

合、当該規制事項は、当該オープンソースコンポーネントには適用されないものとし、当該オープンソースコンポーネントに適用されるオープンソースライセンスの条件によってパナソニックがオープンソースコンポーネントに関連するソースコードまたは関連情報を提供しよう義務付けられた場合には、その公開及び提供を行う。ソースコードまたは関連情報に関する要請は、下記のウェブサイトに従うものとする。

https://panasonic.co.jp/ew/pewnw/ns/mno/pdf/airrect_oss.pdf

顧客は、本ソフトウェアの最初の引渡しにあたり、オープンソースコンポーネントに関する通知を受領していることを認めるものとする。

第 10 条（秘密保持）

1. 顧客は、本ソフトウェアおよび関連するドキュメンテーション（個々のプログラムに固有の設計および構造（ただし、これらに限定されない）を含む）がパナソニックの営業秘密および著作物（以下これらを総称し「営業秘密等」という）であることを認識し、その形式の如何を問わず、パナソニックの書面による事前の同意を得ずに当該営業秘密等を第三者に開示、提供、またはその他の方法で利用可能にすることはできないものとする。
2. 顧客は、パナソニックの営業秘密等を保護するため合理的な安全対策を講じるものとし、顧客または顧客の関連会社の正当な権限を有する従業員または代理人以外の者によるアクセスや盗難から当該営業秘密等を合理的に保護するに足る十分な安全対策を講じなければならないものとする。

第 11 条（ライセンス期間および解除）

1. 本規約は、第 1 条に定める発効日にその適用が開始され、本条に従い両当事者のうちいずれかの当事者により解除された日に終了するものとする。顧客は、本ソフトウェア（ドキュメンテーションを含むがこれに限定されない）のコピーをすべて破棄することにより、本規約をいつでも解除することができ、顧客が本規約のいずれかの条項を遵守しない場合、本規約に基づく顧客のライセンス権は、パナソニックから通知が付与されるまでもなく、直ちに終了するものとする。
2. 本ソフトウェアのライセンス権が取扱店注文書により注文された場合において、顧客がパナソニック正規デバイスまたはクラウドサービスにおいてパナソニックと競合する法人または個人であるとパナソニックが判断する場合、パナソニックは、本規約に基づく顧客のライセンス権をパナソニックからの通知（書面または電磁的方法を含む）をもって直ちに終了することができるものとし、この場合に顧客は次の各号の定めを遵守するものとする。
 - （1）本ソフトウェアの使用を直ちに中止し、自ら所持または管理している本ソフトウェアおよび関連するドキュメンテーションのコピーをすべて破棄またはパナソニックに返還しなければならない
 - （2）顧客は、本規約に基づきパナソニックに対して支払うべき金額を速やかにパナソニッ

クに支払うものとする

(3) 顧客は、販売終了した AIRRECT アクセスポイントのライセンスについて、パナソニックの Web サイト記載のポリシー（下記 URL 参照）に従い、ライセンス期間を超えたハードウェアのライセンスは購入できないものとする。

<https://panasonic.co.jp/ew/pewnw/support/wlan/license/update.html>

第 12 条（本ソフトウェアの限定保証および免責条項）

顧客は、本ソフトウェアが、顧客の特定の用途に適合すること、顧客の要求に合致すること、第三者の知的財産権を侵害するものでないこと、パナソニック以外の第三者が提供するハードウェア、ソフトウェア、システムまたはデータとの互換性または相互運用性を有すること、品質が十分であることもしくは中断またはエラーがないことを、本規約をもって明示または黙示を問わずパナソニックが保証するものではないことを、本規約への同意をもって承認するものとする。ただし、パナソニックによる明示または黙示の保証が法律の適用によって除外することができない場合には、当該保証の期間は、90 日間または別途法律により認められる最大の範囲内に制限されるものとする。

第 13 条（責任の否認）

パナソニック（その取締役、役員、従業員、関連会社を含む）及びそのサプライヤーもしくはそのライセンサーは、本規約または本ソフトウェアの使用または使用不能に起因または関連して顧客に発生する利益の損失、データの損失、代替品の調達費用、または特別損害、間接損害、派生的損害、付随的損害または懲罰的損害について、その発生事由を問わず、またいかなる責任の理論にかかわらず、一切責任を負わないものとする。ただし、パナソニック（その取締役、役員、従業員、関連会社を含む）及びそのサプライヤーもしくはライセンサーが顧客に対して契約または不法行為（過失を含むがこれに限定されない）またはその他に基づくものかを問わずに負う責任の限度額は、当該請求の対象となる本ハードウェアに関して顧客がパナソニックに実際に支払った金額（取扱店注文書による場合は、当該取扱店がパナソニックに実際に支払った金額）を超えないものとする。

第 14 条（補償）

1. 本規約に別段の定めがある場合を除き、顧客は、顧客が本ソフトウェアを使用したこと、または顧客もしくは顧客の関連会社、従業員、代表者、代理人または顧客が本規約に定める義務、表明または保証に違反したことまたは違反したとして申立てられたことに起因または関連して生じる責任、損失、損害、要求、請求、訴訟および手続きに加え、あらゆる種類または性質の手数料、経費その他の費用（これらに付随する弁護士費用、専門家の手数料、申立て費用、判決額および和解額を含むがこれらに限定されない）から、その発生時にパナソニックを防御し、かつ、パナソニック、その関連会社、取締役、従業員および代表者を免

責するとともに、当該請求の和解において最終的に裁定が下されるか合意に至った金額を支払うものとする。パナソニックは、本ソフトウェアおよび本ハードウェアが請求の時点で日本の著作権または成立し有効な日本の特許権を侵害しているとして第三者から顧客に提起された請求、要求、訴訟または手続き（以下「請求等」という）から顧客を防御するとともに、当該請求等の和解において最終的に裁定が下されるか合意に至った金額を支払うものとする。本条に定めるパナソニックの義務は、顧客がパナソニックに対して、請求または請求の恐れを書面にて速やかに通知するとともに、当該請求の防御および和解の独占的な権限、当該請求の防御および和解に要する情報、ならびに当該請求の防御および和解に対する支援をパナソニックに付与することを条件とする。

2. 前項の請求等が生じた場合、または請求等が生じる可能性があるとしてパナソニックが判断する場合、顧客は、パナソニックの選択および費用負担により、パナソニックが次の各号に定める行為を行うことに予め同意するものとする。

- (1) 顧客のために本ソフトウェアおよび本ハードウェアの継続的な使用権を取得すること
- (2) 本ソフトウェアおよび本ハードウェアが侵害とならないように、本ソフトウェアおよび本ハードウェアを交換または修正すること
- (3) 前二号のいずれも合理的に実行可能でない場合には、本ソフトウェアおよび本ハードウェアに関する本規約に基づくパナソニックの義務および顧客の権利を直ちに終了して、本ハードウェアの代金として顧客がパナソニックに最初に支払った金額に相当する金額を顧客に返金すること。

3. 前二項の定めにかかわらず、パナソニックは、以下の各号に掲げることを根拠とする請求等については、補償義務またはその他の責任を負わない。

- (1) 本規約に基づいて提供される本ソフトウェアまたは本ハードウェアと、パナソニックから提供されないサービス、機器、装置またはソフトウェアとの組み合わせ、相互運用または使用
- (2) 本ソフトウェアまたは本ハードウェアの使用を介して顧客が提供または使用したサービス、もしくは顧客が当該サービスから受領した収入
- (3) 顧客またはその他の者による本ソフトウェアまたは本ハードウェアの改変または修正

第 15 条（輸出および法令遵守）

1. 顧客は、本ソフトウェアのほか、関連する技術情報およびデータの使用に関連して適用されるすべての法令を遵守するものとする。

2. 顧客は、本ソフトウェアには暗号化または暗号化技術が含まれること、および本ソフトウェアが日本、米国および米国以外の輸出法、再輸出法その他の法律、規則および制限（以下、総称して「輸出規則」という）に基づく特定の管理および制限の対象となる場合があることを認識し、顧客は、本ソフトウェアまたは関連する技術情報またはデータを、直接または間接を問わず、輸出規則に違反するいずれの者にも輸出、再輸出、供給またはその他の方

法で提供しないことをパナソニックに対して表明し、保証する。なお、これには、米国商務省の「輸出権利剥奪者リスト」または関連リスト、または米国財務省の「特別指定国民リスト」に掲載されている者、もしくは「テロ支援国家リスト」または「米国輸出除外リスト」に掲載されている国に所在する者（これらのリストは、以下、総称して「輸出拒否リスト」という）に対して本ソフトウェアを再輸出、供給またはその他の方法で提供することが含まれる（ただし、これらに限定されない）。顧客は、自らがいずれの輸出拒否リストにも掲載されていないこと、および核燃料、核兵器、ミサイル、化学兵器または生物兵器の開発、製造または使用を支援する活動を助長する目的で本ソフトウェアまたは関連する技術情報またはデータを現在使用しておらず、今後とも使用しないことを表明し、保証する。更に、顧客は、上記の保証および表明が正確でなくなった場合にはいつでも、その旨を直ちにパナソニックに通知することをパナソニックに証明する。

第 16 条（信頼に基づいたライセンスモデル）

本規約に基づきライセンス権が付与される特定の本ソフトウェアには、プログラムによるライセンスの強制は含まれていない。本規約に定めるすべての適用制限等（ただし、これに限定されない）、本規約の遵守徹底は顧客の責任とする。この信頼に基づくライセンスモデルを採用した場合でも、パナソニックは、本規約のあらゆる面をいつでも執行する権利を放棄しない。更に、顧客がライセンスの範囲を超えて本ソフトウェアを使用していることをパナソニックが認識した場合でも、普通法または衡平法の原理に基づいて本規約の条件を執行するパナソニックの権利は、放棄されない。

第 17 条（存続性）

本規約の第 2 条、第 7 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、本条および第 19 条は、本規約の適用終了後も存続するものとする。

第 18 条（本規約の修正）

パナソニックは、自己の裁量により、当該修正の効力発生日の少なくとも 7 日前までに顧客に対し適当な手段で通知を送付することにより、またはパナソニックのウェブサイト (<https://panasonic.co.jp/ew/pewnw/wlan/terms/eula.pdf>) に掲載することで、本規約の条件をいつでも修正することができ、顧客は当該修正内容を遵守することに同意するものとする。また、顧客は、自己の責任で適宜、送付された通知または当該パナソニックのウェブサイトを確認するものとする。

第 19 条（準拠法、その他）

1. 本規約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。
2. 本規約に起因する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

3. パナソニックは、何らの制限も負担せずに、本規約上の地位を譲渡し、または自己の責任を譲渡することができる。

4. 顧客は、株式または資産の売却によるか、合併、支配権の変更、法の運用等によるかにかかわらず、全部または一部もしくは直接または間接を問わず、パナソニックの書面による事前の同意を得ずに、本規約に基づく自己の権利またはライセンスを譲渡したり、本規約に基づく自己の責務を移譲したりすることはできず、また、顧客の継承事業体も当該権利、ライセンスまたは責務を引き受けることはできない。本条の定めに違反した譲渡または引受けは無効となり、いかなる効力も有さないものとする。本条の定めに従い、本規約は、両当事者ならびに両当事者の認められた承継人および譲受人を拘束し、これらの者の利益のため効力を生じるものとする。

5. 両当事者は、他方の当事者に代わっていずれかの性質の義務を負担または創設したり、何らかの点で他方の当事者を拘束したりする権利または権限を有さず、また、このような行為を行わないものとする。

6. 本規約は、本ソフトウェアに関するパナソニックと顧客との間の完全なる合意を構成し、本規約に関するパナソニックと顧客の間の口頭または書面による従前の合意事項、交渉事項またはその他の交信すべてに優先するものとする。

7. 本規約のいずれかの条項が無効または執行不能と公権力により判断された場合には、以下の各号の通りとする。

(1) 当該条項は、当該条項を有効および執行可能とする上で厳に必要とされる範囲内で改訂されたものとみなされ、または当該改訂が可能でないときは、本規約から分離されたものとみなされること

(2) 前号の場合を除き、本規約のその他すべての条項の有効性および執行可能性は、いかなる場合も、無効または執行不能と公権力により判断された条項の影響を受けず、もしくは無効または執行不能と判示された条項により害されないこと

8. パナソニックが本規約または法律の定めにより提供された権利、権能または救済手段の行使を怠るか遅延した場合であっても、当該権利、権能または救済手段を放棄したことにはならない。また、パナソニックが本規約の債務免除または違反に対する権利放棄をした場合であっても、本規約のその他の債務免除またはその後の違反に対する権利放棄をしたことにはならないものとする。

9. 顧客は、本規約の他、「エンドユーザ様情報の取扱いに関する規約」、「エアレクトクラウドサービス利用規約」に対し、パナソニックの定める方法により同意するものとする。

以上

(改訂履歴)

- ・2022 年 4 月 1 日 当社社名変更による一部修正
- ・2022 年 5 月 1 日 OSS（オープンソースソフトウェア）の URL を変更
- ・2023 年 4 月 24 日 規約の名称を変更、各条項の文言及び条項番号を整理（内容の不利益変更はございません）
- ・2025 年 1 月 22 日 第 11 条 2 項（3）号に URL を追加（内容の不利益変更はございません）